

令和8年度の入札制度の見直しに関するよくある質問

1 発注標準等の金額区分の見直し

問1 金額区分の見直しは令和8年6月から行うとあるが、6月1日から見直すのか。

答1 令和8年6月1日以降に入札公告・指名通知を行うものから新しい金額区分により発注します。

問2 お知らせの発注標準の金額区分の範囲（現行の部分を含む。）は今までの発注で入札に参加していた金額範囲とは異なるが、この金額区分の範囲外の入札については、今後入札に参加することができなくなるのか。

答2 発注標準については、標準的な金額区分を定めたものであり、従前から「岡山県建設工事請負契約指名業者等選定要綱」の別表第2による金額区分（発注標準と同様に見直し予定）を参考に、上位の格付けの者が下位の格付けの工事に参加できるように工事ごとに入札参加資格を定めて発注しています。この運用については、引き続き行う予定としておりますが、詳しくは個別の工事の入札公告等により確認してください。

2 入札・契約情報の公表方法等の見直し

問3 入札結果及び契約に関する内容をインターネット公表するとあるが、工事等の金額入り設計書もインターネット公表するのか

答3 工事等の金額入り設計書については、引き続き設計図書閲覧コーナーでの閲覧・コピーによる対応となります。

3 入札の内訳書について

問4 入札の内訳書に材料費、労務費等の項目の記載がなかった場合は、失格となるのか。

答4 現在は、制度改正から間もないこともあり、入札の内訳書に材料費、労務費等の記載がない場合は失格とはしませんが、法令により記載が必要な項目であることから、記載いただくようお願いします。

また、材料費、労務費等の記載がない内訳書を提出した入札者には発注元から個別に指導を行うことがあります。

(入札金額の内訳書の記載内容に関するよくある質問 問9再掲)

4 総合評価落札方式の見直し

問5 お知らせでは、「設計金額8千万円以上1億2千万円未満の全ての業種の工事（工事の難易度等を考慮して、発注者が指定した工事を除く。）について、特別簡易拡大型（スマート型）により落札者を決定するものとします。」とあるが、発注者が指定した工事はどのような扱いとなるのか。

答5 設計金額8千万円以上1億2千万円未満の全ての業種の工事を原則として特別簡易拡大型（スマート型）で発注することとしています。工事の難易度等を考慮して発注者が指定した工事については、価格競争もしくは特別簡易型で発注することもあります。

具体的にどのような落札者決定方式を採用しているのかは、個別公告をご確認ください。